

パートナー契約

権限を付与された貴社の執行役員のみが、パートナーに代わり、「同意する」をクリックすることができます。

同意：

パートナーは、登録手続きにおいて「同意する」をクリックすることにより、自らが本契約を締結し、また本契約の履行において必要となるすべてのことを行う完全な会社の権能、及び権限を有することを保証するものとします。

貴社が「同意する」をクリックしない限り、ソフォスは貴社の注文を受理しないものとします。貴社は、本契約の条項に同意しない場合、ソフォスのパートナーとはならず、いかなる目的でも本ライセンス製品を販売することができません。

1 定義 本条項において使用される用語の定義は、以下のとおりです。

「本契約」とは、本契約の条件および取引条件をいいます。

「アプライアンス」とは、取引条件に記載されたソフォスのアプライアンス製品をいいます。

「アプライアンスのライセンス」とは、アプライアンス（それに関連する文書、及びその更新）をライセンスする際に準拠するソフォスのその時点で最新の標準アプライアンス・ライセンス契約をいいます。

「準拠法」とは、あらゆる法令、規約、布告、命令、規則、規制、条例および、司法・行政・省庁・政府・監督機関の判断・命令・決定・裁定・審判・禁止、もしくはこれらによる規定をいい、14条に従い、両当事者を拘束する習慣法および民法の原則を含みます。

「取引条件」とは、ソフォスが随時提供する、又はソフォスのURL <https://partnerportal.sophos.com> に表示されることのある、パートナープログラムに適用され、参照によりこれに含まれる取引上の規定をいいます。

「秘密情報」とは、ソフォスの企業秘密、運営、プロセス、プラン、目的、製品情報、ノウハウ、デザイン、市場機会、取引、業務、及び/又は事業に関する全ての情報をいいます。

「ディスカウント」とは、取引条件に記載する最新のソフォスの価格リストからの割引率、又はソフォスが提供するその見積をいいます。

「エンドユーザー」とは、ライセンスの当事者であり、かかる個人、若しくは事業体の通常の内部事業、又は個人使用目的で使用するために、またかかる個人、若しくは事業体による転売、又はサブライセンス目的によらず、パートナーより本製品の提供を受ける、第三者である顧客をいいます。

「ハードウェア」とは、ソフォスのアプライアンス・ハードウェア自体、及び関連するコンポーネント（FRU、シッキット、及びラックマウントキット等）をいいます。

「知的財産権」とは、登録可能と否とを問わず、登録済と否とを問わない、全ての国における著作権、秘密情報、ノウハウ、商号、商標、特許、デザイン、データベース権、その他一切の知的財産権をいいます。

「ライセンス」とは、本製品とともに提供されるクリックラップ形式の、又は www.sophos.com/legal に掲示されるエンドのユーザーライセンス又は契約をいいます。

「本ライセンス製品」とは、スケジュール（かかる用語はライセンスで定義する）に記載のある、エンドユーザーに提供される全て、若しくは各（文脈に従い解釈する）製品、又はスケジュールにかかる製品の記載がない場合は、エンドユーザーに提供するハードウェアにインストールされるサードパーティのソフトウェアを含む全てのプログラム、及びエンドユーザーが受け取る権利のある製品ドキュメンテーション、及び一切のアップグレード・アップデートをいいます。

「パートナー向けプログラム」とは、ソフォスがそのパートナーに提供し、随時変更するプログラムをいいます。

「個人情報」とは、クレジットカード又は金融口座情報、Eメール、Eメールアドレス、パスワード、住所、社会保障番号、運転免許書番号、もしくはその他プライバシーおよびデータ秘密保護に関する法律で定められる個人情報などを含め、本契約に基づくパートナーの義務履行において、収集又は受領した、個人に関する身元を特定できる情報又はデータを意味するものとします。

「価格リスト」とは、ソフォスのパートナー向けウェブサイトに掲載される最新のソフォスの価格リスト、及び/又はソフォスによるその後の変更された価格リストをいいます。

「プライバシーおよびデータ秘密保護に関する法律」とは、個人情報の処理、保護、利用、開示に関連した準拠法を意味するものとします。

「製品説明書」とは、ソフォスがパートナーに随時提供する設備、及び機能を記載した本製品に関する説明書をいいます。

「製品ドキュメンテーション」とは、ソフォスがパートナーに随時提供する文書で、エンドユーザーが本製品と共に使用する本製品に関する文書をいいます。

「本製品」とは、製品ドキュメンテーション、及びそのアップグレードと共に、ソフォスが随時変更する取引条件に記載されている通り、本契約に基づき、ソフォスがパートナーに供給する製品又はサービスもしくはその両方、並びにエンドユーザーがその適用ライセンスに従い受け取ることでできるアップデートをいいます。

「四半期」とは、開始日から次の3月31日までの間の連続する各3ヶ月をいい、その後、四半期とはそれ以降の連続する各3ヶ月をいいます。

「四半期閉め日」とは、暦四半期の最終日をいいます。

「ソフォス」とは、契約条件に示すとおり、パートナーが契約を締結する相手のソフォス企業体をいいます。

「Sophos Ltd」とは、ソフォスが属するソフォスグループの親会社をいいます。Sophos Ltd は、所在地をThe Pentagon, Abingdon Science Park, Abingdon, Oxfordshire, OX14 3YP とし登記番号 02096520 とする、イングランドおよびウェールズに登記された会社です。

「開始日」とは、ソフォスが、本契約に記載する条件で契約を締結する旨のパートナーの申し込みを承諾する日をいいます。

「ターゲット」とは、取引条件（パートナーの地位に応じたもの）に定める、及び/又はソフォスがパートナーに随時通知する、パートナーの売上その他の関連する目標（四半期、年間その他の適用ある目標）をいいます。

「テリトリー」とは、本契約およびパートナーの指名が適用される地理的な地域をいいます。誤解を避けるために： i) EU 内にパートナーの登記した事務所がある場合、テリトリーは EU となります。 ii) パートナーが EU 外に登記事務所を持つ場合、テリトリーはソフォスがパートナーに通知するいずれかの国となります。

「商標」とは、適切な工業所有権の登録所に出願されるか、場合によっては取得されたあらゆる商標およびサービスマーク、およびソフォスが現在又はこれ以降に使用することを許可されているか、又は現在使用している、もしくはその製品を特定するために他社に利用を許可している、商号、ロゴ、エンブレム、トレードドレスおよびその他出処を示す記号、ならびに営業シンボルをいいます。

「アップデート」とは、ソフォスがエンドユーザーに提供する規則、及び/若しくは識別のライブラリの更新、並びに/又はその他のソフトウェアのフィルターの更新（ソフォスがエンドユーザーに提供するIPアドレス評価ライブラリの更新等）をいいます。

「アップグレード」とは、ソフォスがその単独の裁量により、エンドユーザーに随時提供する本ライセンス製品の機能の強化、又は改良（アップデートを除く）をいう。ただし、ソフォスが本ライセンス製品の新版、又は新リリース版として販売し、ライセンスするソフトウェア、及び/又は更新はこれに含まれないものとします。

2 契約の範囲および期間

2.1 本契約は、パートナーが Sophos Ltd 又はその各国の子会社に、発注を行う際の契約条件を定める枠組契約で（取引条件に定めるとおり）、ソフォスは本契約に従い発注された注文を、13.2 項に基づき、事前通知によっていつでもその他のソフォス企業に割り当て又は移転できる権利を留保します。

2.2 本契約の期間は、開始日から12ヶ月間とします。その後、本契約は自動的に継続されるものとします。ただし、いずれかの当事者が、書面により30日以上前に通知して本契約を解除する場合、又は解除した場合はこの限りではなく、かかる通知は開始日から1年目の応当日に失効するものとします。

2.3 いずれの当事者も、他方当事者が重大な契約違反をし、その相手方当事者から契約違反の内容を特定し、当該違反の是正を求める書面による通知を受け取ってから14日以内に当該違反を是正することができない場合、債務超過に陥った場合、又は債務超過に関連して問題が生じた場合は、（準拠法が認める範囲において）直ちに書面により通知して本契約を解除することができます。

3 本製品の供給 ソフォスは、本契約により、以下の条件に従い、パートナーを再販業者として

指名するものとします。

3.1 ソフォスは、本製品を適用ライセンスの条件（その最新の様式はwww.sophos.com/legalに掲載されます。）に従い、ライセンスすることとします。パートナーは、本契約期間中、及びその解除、又は失効後のソフォスの義務、並びにエンドユーザーによる本ライセンス製品の継続的使用について、ソフォスが、エンドユーザーと直接連絡及び通信ができることを認識するものとします。

3.2 ソフォスは、本契約の条件に基づくパートナーの注文に従い、パートナーに製品を提供します。本契約は非独占契約であり、ソフォスは本製品を第三者に供給することができるものとします。パートナーの注文に追加条件、又は他の条件が含まれる場合、ソフォスはその注文を受理しないものとします。ソフォスは、注文を認識する、又は本製品を出荷するまでは、注文に拘束されないものとします。

3.3 本製品についてソフォスがパートナーに請求する価格は、注文があった時点における最新の価格リスト上の価格からディスカウント、及び/又は当該注文と同時にパートナーに提供される割引総額を控除したものとします。取引条件で特に定めがない限り、価格は工場渡し値段であり、付加価値税及びパートナーが負担する取扱・輸送・保険費用を含まないものとします。

3.4 パートナーは、見積書に記載のある追加割引にかかわらず、ディスカウントは、パートナーが本製品をエンドユーザーに販売する過程での相当な努力の対価にあたるものである旨認識し、これに同意するものとします。

3.5 十分な信用照会、及び適切な財務情報を受け取ることを条件として、ソフォスは、パートナーのために信用勘定、及び信用枠を設定します。パートナーが信用勘定が設定された旨の書面による確認書を受け取るまでは、全ての注文は前払、又は有効なクレジットカード払で行なわれなければならないものとします。ソフォスは、パートナーに供与した割引率を、いつでも、またいかなる理由（パートナーが第3.6条に定める支払期日を守らなかった場合等）によっても、変更することができるものとします。パートナーが期日までに全額の支払を行なわなかった場合、ソフォスはパートナー、若しくはエンドユーザーに対する本製品、又はそのアップデートの供給を保留することができるものとします。準拠法が許容する限り、支払が遅延した場合は、ソフォスは自動的に、支払期日から支払が受領される日まで、月1%の利息を請求することができるものとします。

3.6 ソフォスが信用勘定に同意した場合、全ての注文の支払条件は、別途書面による合意がない限り、取引条件に記載するとおりとします。

3.7 ソフォスは、自ら書面により別途同意しない限り、パートナーの注文を受理してから14日以内に、本製品を（それが供給可能であれば）パートナーの住所、又はパートナーの購入注文書に記載される住所宛てに納品するように合理的に努力するものとします。

3.8 ソフォスは以下を行なわないものとします。

3.8.1 何らかの理由によりエンドユーザーのライセンスが早期に終了した場合に返金を申し出ること。

3.8.2 エンドユーザーがパートナーに支払を行なわなかった場合に返金、及び/又は信用貸しを申し出ること。

3.9 ソフォスがパートナーに提出したあらゆる見積書は申込みの誘引のみであり、承諾を確定する権能はありません。ソフォスはいつでも見積書を修正又は変更する権利を留保します。パートナーにより発注されたいかなる注文も、パートナーによる購入の申込みを拘束するものとし、かかる注文をソフォスが承諾した場合に限り、ソフォスは注文に拘束されるものとします。

4 アプライアンスの供給 上記第3条の条件に加え、アプライアンス製品の販売に関して、以下の条件がパートナーに適用されるものとします。

4.1 ソフォスは、パートナーが、本契約の条件に基づき行なった注文に従い、また出荷手続きに関してソフォスのパートナー向けウェブサイトに掲載される案内に従い、パートナーにアプライアンスを提供するものとします。パートナーは、自らエンドユーザーに向けて出荷するためにアプライアンスの納品を受領するか、又はソフォスがエンドユーザーに直接納品するかを選択できます。パートナーが自ら出荷する場合は、第13.3条において詳細に説明されている輸出に関連した準拠法に従うことを条件とします。

4.2 パートナーがアプライアンス製品を注文し、ソフォスがかかる注文を受理した場合、パートナーは、エンドユーザーからの支払を受け取ったと否とを問わず、当該アプライアンス製品について支払をする責任を負うものとします。

4.3 パートナーは、ソフォスと別途合意しない限り、アプライアンスの在庫を保有する、又はアプライアンスに関してエンドユーザーにサポートその他のサービスを提供することを要求されないものとします。

4.4 評価目的に特定のアプライアンスが利用できます。パートナーは、評価目的でソフォスが随時提供する基準を満たし、かつアプライアンス製品の評価を希望するエンドユーザーに、URL: www.sophos.com/legal から入手できる、ソフォスのアプライアンスローン契約（「ローン契約」）に署名させることを保証するものとします。エンドユーザーがローン契約に署名しない、又はローン契約に従って、及び/若しくはローン契約に記載する評価期間が経過した後、アプライアンスを返還しない場合、ソフォスは、パートナーに対して、（ソフォスのリスト価格での）アプライアンスのハードウェアの支払を求める請求書を発行し、パートナーはかかる金額をソフォスに支払うものとします。

4.5 パートナーが、評価後、有効な保証請求、又はアプライアンスのライセンスの第5条に基づく事前交換規定により、アプライアンスをソフォスに返還する場合、パートナーは、ソフォスが随時別途指示しない限り、ソフォスの負担で、翌日配達/配達便、又はソフォスの提供がある場合は先払い配達/梱包材を用いて、アプライアンスに保険をかけ、返送するものとします。

5 パートナーの義務 本契約の期間中、パートナーはいつでも、本契約の条件を遵守しこれを履行し、特に以下に従うものとします。

5.1 ソフォスのライセンスを適時に更新するために合理的に努力し、特に、ライセンスの失効前に、ライセンスを更新していないエンドユーザーに連絡すること（ただし、これに限られません）。

5.2 本製品、及び/又はアプライアンスに関して、いかなる約束、又は表示もせず、またいかなる保証、又は補償もしないこと。ただし、かかる約束、表示、保証、又は補償が当該ライセンスに含まれる場合、あるいは別途ソフォスにより書面で明示的に許可される場合はこの限りではありません。

5.3 自らをあらゆる種類のライセンス条件の変更同意する権限を有する者であると表明しないこと。

5.4 本製品に関連するソフォスの商標及び商号を、ソフォスがパートナーに書面で通知した登録済の形式、又は方法でのみ使用し、またかかる商標、又は商号を他の製品、又はサービスに関連して、又はパートナーの社名、商号、又はインターネットのドメイン名の一部として使用せず、またパートナーに納品された本製品、及び製品ドキュメンテ

ーションに添付、又は含まれた商標、商号、マーク、警告についてその変更、不明瞭化、削除、阻害、又は追記をしないこと。

5.5 ソフォスの事前の書面による承諾なしに、ソフォスの著作権で保護された資料をいかなる方法によっても複製、又は複製しないこと。

5.6 エンドユーザーがソフォスのテレフォンヘルプデスクを利用する前に、その本製品に関する不満、問題その他の技術上の質問に対応すること。

5.7 ソフォスの製品に関する中傷的な発言、及び/若しくは表現を行わず、又は広めず、またソフォス・ブランドの価値を侵害する、若しくは損ねる可能性のある方法で、ソフォス製品を売込、頒布、ライセンス、又は販売しないこと。

5.8 パートナーがソフォスの製品に関して送信するEメールは全て、プライバシーおよびデータ秘密保護に関する法律に従い、受信者による明白な許可を受けて送信されるようにすること。パートナーは、本契約により、ソフォス製品に関するEメールをプライバシーおよびデータ秘密保護に関する法律に従わずに送信することは明示的に禁止されており、本条項の違反は本契約の解除事由と見なされる可能性があることを認識し、これに同意すること。

5.9 その現地のソフォスの代理人に通知せず、また適切なMSP又はOEM契約に署名せず、本製品を他のハードウェア、又はソフトウェア製品の内部、又は外部に組込、又は統合しないこと。

5.10 ソフォスと競合する目的で本製品を使用（競合情報の収集等）しないこと。

5.11 パートナーが本第5条の上記に定めるいずれかの義務に違反している場合、ソフォスは、その単独の裁量により、準拠法に基づき、利用できる他の救済手段を制限することなく、パートナーに通知して、(i)本契約を解除する、又は(ii)第6.3条に定めるその義務の履行を停止する、及び/若しくはパートナーの地位を降格する、若しくはパートナーから解任する、及び/若しくはパートナーのディスクカウントを引き下げることができることを認識し、これに同意すること。

6 ソフォスの義務 ソフォスは、以下

に従うものとします。

6.1 第5.6条に従い、本製品について技術サポートサービスを提供するテレフォンヘルプデスクを設置すること。かかるサービスは通常、1日24時間提供されます。

6.2 本製品を引き続き開発、改良、及び強化するために合理的に努力し、その市場性、及び競争力を維持すること。

6.3 ライセンスの失効日を追跡し、パートナー、及び/又はエンドユーザーに通知する責任を負うこと。

7 知的財産権

パートナーがSophos Ltd 又はソフォス企業グループが所有する知的財産権を使用する権利は、本契約に明示的に定める範囲内でのみ付与されるものとします。

8 秘密保持

8.1 パートナーは、全ての秘密情報を厳格に秘密として保持し、いかなる秘密情報も第三者に対しては開示しないものとします。ただし、パートナーが本契約に基づく自らの義務を履行するために必要とする場合は、この限りではありません。（その場合、パートナーは、当該第三者に秘密情報を秘密として保持させ、本契約の適切な履行に従う場合を除き、秘密情報を開示、又は使用させないものとします）。

8.2 第8.1条は、第8.1条違反によらず公知となった情報、管轄権を有する裁判所、法廷、若しくは政府当局により公表の要求、若しくは請求のあった情報、本契約の日付現在パートナーが知っていた情報、又はいかなる守秘義務も負わずにパートナーが知ることになった情報には適用されないものとします。

8.3 本第8条は、その理由を問わず、本契約の満了、又は解除後も、また満了、又は解除にかかわらず、その後5年間引き続き有効とします。

9 データ秘密保護および個人情報の利用

9.1 この契約に基づき個人情報は機密として取り扱うものとします。

9.2 パートナーは個人情報をプライバシーおよびデータ秘密保護に関する法律に従い、収集および処理しなくてはなりません。

9.3 パートナーは、そのデータ保護の方針および手法が、少なくとも、データ保護および情報保護ならびにプライバシーに適用される業界の標準的な方法に従って、現在および将来的にも、維持されることを表明するものとします。

9.4 個人情報への不正なアクセス、その利用又は開示があった場合や、ソフォスもしくはエンドユーザーに影響を及ぼすような、又は本契約書に基づき行われる活動に影響を与えるような秘密保護違反があった場合、パートナーは直ちに書面による通知を行わなければなりません。かかる事態が発生した場合、パートナーは直ちにプライバシーおよびデータ秘密保護に関する法律が定める、またソフォスが要求する是正措置を取らなければなりません。

9.5 本契約書の履行を目的としてエンドユーザーの個人情報をソフォスに提供するにあたり、必要な同意がすべて取られていることをパートナーは保証するものとします。

9.6 妥当な要求があった場合、パートナーは本9条に準拠している証拠を提出しなくてはなりません。

10 パートナーの地位

10.1 パートナーは独立した契約者として指定されるものとし、本契約は、パートナーとのジョイントベンチャー、又は提携関係を構成するものではなく、また（本契約で明示的に定める場合を除き）パートナーは自らをソフォスの代理人として表明しないものとします。

10.2 本契約中のいかなる規定も、パートナーがエンドユーザーの代理人として行なうこと（パートナーがエンドユーザーに代わり本製品をダウンロード、及び/又はインストールする際に、エンドユーザーに代わりライセンスを受けること等）を除外しないものとします。

11 解除の効果

11.1 本契約に基づくソフォスによる契約解除は、パートナーにいかなる種類、若しくは性質の補償、損害賠償、利益喪失、見込利益又は派生的損害についての権利を付与するものではなく、また、いかなる状況においても、パートナーは、ソフォスに対抗して、そのパートナーとしての指名に関連して、又は本製品若しくはその頒布・販売に関連して、又は本契約に基づき、若しくは本契約に関連して、営業権を取得しないものとします。

11.2 本契約の失効又は解除をもって、あらゆる製品、評価版、製品ドキュメンテーション、商品説明書および一切の文献と資料、ならびにパートナーに対してソフォスにより（のために）無償で提供、貸与、委託されたその他資料など、すべての販売促進資料および営業資料をパートナーはソフォスに返還しなくてはなりません。

12 保証及び責任

12.1 ソフォスは、保証期間（取引条件に定められるとおり）に限り、また適切にインストールされ、使用されている場合のみ、本製品が実質的に関連する製品ドキュメンテーションの通り、機能することを保証するものとします。ソフォスが、保証期間中に、本保証の違反についての書面による通知を受けた場合、ソフォスの責任、及びパートナーの救済方法は、（ソフォスの選択により）合理的期間中に本製品、及び/若しくは製品ドキュメンテーションを修正、若しくは交換すること、又はパートナーが当該製品についてソフォスに支払った料金を返還することのいずれかとなります。

12.2 本契約においてソフォスが明示的に保証、又は補償する場合を除き、ソフォスは、本製品に関して、以下の点等について、準拠法が認める最大限の範囲においていかなる種類（明示的、黙示的、法規上、慣例上その他を問わない）の保証、約束、補償その他これらに類する提供、表明も行わないものとします。ただし、ソフォスの不正行為についての責任を免れさせるものではありません。

12.2.1 特定の目的に対しての十分な品質、若しくは適合、又は非侵害について。

12.2.2 本製品が特定の有害プログラム、ウイルス、若しくは有害コンポーネントを検出、識別、又は無効とすることについて。

12.2.3 本製品が誤った安全報告を出さないことについて。

12.2.4 アップデートが全ての有害プログラム、ウイルス、又は有害コンポーネントについて提供されることについて。

12.2.5 アップデートが全ての形式のスパム、又はスパム活動について提供されることについて。

12.2.6 本製品がパートナー、又はエンドユーザーの需要を充たすことについて。

12.2.7 本製品にはエラーが発生しない、及び/又は本製品は作動中の中断がないことについて。

12.3 第12.5条を条件として準拠法が認める範囲において、本契約に基づき、又は本契約に関連して発生する事柄について、ソフォスが年間にパートナーに対して負う責任の総額は、これが契約、過失その他により発生したかにかかわらず、100,000米ドル（又はその現地通貨相当額）、又はソフォスがこれに先立つ12ヶ月間に、本契約に基づきパートナーに支払った金額のいずれか多い方とします。

12.4 第12.3条の規定にかかわらず、ただし第12.5条を条件として、準拠法が認める範囲においてソフォスは、一切の間接的・付随的・結果的損害、一切の利益・収益・営業権・ビジネス機会の喪失、若しくは純粋な経済的損失（いずれの場合も、損失が直接的であると間接的であると問わない）に関する一切の損害賠償・損失・費用負担の請求、又はエンドユーザーのパートナーに対して行なう請求について、パートナーに対する責任を負わないものとします。

12.5 本契約の矛盾する規定の有無にかかわらず、ソフォスのパートナーに対する以下についての責任（いずれの場合も、かかる不履行、又は不作為がソフォス、その従業員、又は代理人の責任に帰する場合を含む）は限定されないものとします。

12.5.1 ソフォスの過失により生じた死亡、又は人的傷害について、及び

12.5.2 不正行為について。

12.6 本第12条は、本契約の解除後も引き続き効力を有するものとします。

13 一般条項

13.1 変更 本契約は、その目的事項に関して、当事者間で合意した全ての条件を表明するものであり、その目的事項に関する当事者間の全ての従前の契約、又は協定（もしあれば）に優先します。13.2 項に定める事項を除き、本契約は、各当事者が権限を授与した代理人が署名した書面によってのみ修正することができます。

13.2 ソフォスは、一方的に製品、価格リストおよび本契約条件（取引条件など）をいつでも変更できる権利を留保します。この通知には通常、<https://partnerportal.sophos.com> に掲載される詳細情報や、パートナーの担当者へ送付されるEメール連絡などが含まれます。通知された変更に関する異議がある場合、パートナーはかかる通知の受領後30日以内（暦日）に本契約を解除することができます。当該期間内に解除されなかった場合、パートナーは明示的かつ無条件に通知に記載されるすべての変更を了承したものとし、この30日間（暦日）の経過後直ちに変更が有効になるものとします。

13.3 法的要件 本製品は、英国輸出管理法、米国輸出管理規則、ドイツ輸出管理法、EU 行政又はその他準拠法もしくはそのすべてが定める、輸出規制・管理の対象になる場合があります。パートナーはここに次の各項目について同意するものとします。(i) 輸出に関連した準拠法に従い、本製品が使用、開示、輸送されること (ii) 本製品の使用、開示、移動、輸送又は廃棄もしくはそのすべてに関して、適用されるその他準拠法（廃棄電気・電子機器（「WEEE」）、および電気・電子機器における特定有害物質の使用制限（「RoHS」）に関するEC指令など）を遵守する一切の責任をパートナーが負うこと。パートナーによる本項違反に起因又は関連して、ソフォスが被る又は負担する一切の請求、損失、責任又は損害について、ソフォスに対し補償し、免責することに同意するものとします。

13.4 矛盾 本契約と取引条件の間に矛盾がある場合、本契約の規定が優先されるものとします。

13.5 非排他的救済 本契約に記載する権利、及び救済は、他のいかなる権利、又は救済も除外する趣旨のものではありません。

13.6 権利放棄の不在 本契約に基づく権利、若しくは救済の不行使、又は行使の遅延は、当該権利、若しくは救済の放棄、又はその他の権利、若しくは救済の放棄と解釈されてはならないものとします。本契約に基づく権利、若しくは救済の一つ、又は一部の行使によっても、それ以外の権利、若しくは救済の行使、又はその他の権利、若しくは救済の行使を妨げないものとします。

13.7 通知 いずれかの当事者が、他方当事者に通知を送付しなければならない場合、かかる通知は書面によるものとし、また国際配達便、ファックス、又は前払書留郵便で、他方当事者の住所宛てに、又はEメールの場合は、併せて確認書を前払書留郵便で送ることにより、送付するものとします。かかる方法で送付される通知は、国際配達便による場合は配達された時点で、ファックスによる場合は送信が無事に終了した時点で、郵送による場合は投函から48時間後に、又はEメールによる場合はその受信時点で有効となるものとします。

13.8 可分性 本契約のいかなる部分も準拠法が認める最大限の範囲で適用されます。本契約のいずれかの規定が、裁判所、又は管轄政府当局により違法、無効、及び/又は裁判上強行しえないと判断された場合でも、(i) ソフォスは当該条項を準拠法の下で有効な類似の条件に変更し、(ii) かかる判断は本契約のその他の規定に影響を及ぼさず、かかるその他の規定は全て完全に有効なものとなります。

13.9 その他の保証 各当事者は、本契約に完全な法的、及び実行上の効力を与えるために随時必要となるその他の行為、事項、捺印証書、及び書類を実行、作成及び履行するものとします。各当事者は、自らの負担で、全ての必要とされる第三者に、本契約に完全な法的、及び実行上の効力を与えるために随時必要となるその他の行為、事項、書類を実行、作成、及び履行させることを保証するよう合理的な努力をするものとします。

13.10 譲渡 パートナーは、ソフォスの事前の書面による承諾なしに、本契約の利益を譲渡することはできないものとします。

13.11 第三者の権利 本契約の当事者でない者は、適用される法律に基づき本契約の条件を行使することはできず、本契約の当事者は、本契約により第三者の権利を作出することを意図してはならないものとします。

13.12 あらゆる顧客、潜在顧客、エンドユーザー、潜在エンドユーザー（その従業員、代理人、下請け業者などを含む）との取引、交渉、勧誘又はその他の接触に関して、贈収賄防止および不正防止（1977年制定の米国連邦海外腐敗行為防止法や2010年制定の英国贈収賄防止法など）準拠法に、パートナーは常に従うものとします。

13.13 言語 本契約の英語版とその翻訳版との間に矛盾が生じる場合は、英語版が優先されるものとします。

14 準拠法及び裁判管轄 ソフォスと契約を締結する事業体は、その所在地ごとに以下に従うものとします

。

オーストラリア 本契約は、ニューサウスウェールズ州法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、ニューサウスウェールズ州の裁判所は、本契約から、本契約に基づき、又は本契約関連して発生することのある一切の紛争について判断する非専属裁判管轄権を有するものとします。

カナダ 本契約は、ブリティッシュコロンビア州法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、ブリティッシュコロンビア州の裁判所は、本契約から、本契約に基づき、又は本契約関連して発生することのある一切の紛争について判断する非専属裁判管轄権を有するものとします。

フランス 本契約は、フランス法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、パリの裁判所は、本契約から、本契約に基づき、又は本契約関連して発生することのある一切の紛争について判断する非専属裁判管轄権を有するものとします。

ドイツ 国際物品売買契約に関する国際連合条約に定められる条項を除き、本契約はドイツ法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、フランクフルトの裁判所は、本契約から、本契約に基づき、又は本契約関連して発生することのある一切の紛争について判断する非専属裁判管轄権を有するものとします。

イタリア 本契約は、イタリア法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、ミラノの裁判所は、本契約から、本契約に基づき、又は本契約関連して発生することのある一切の紛争について判断する非専属裁判管轄権を有するものとします。イタリア民法第1341条および1342条に従い、パートナーは明示的に本契約の次の各条項を認識し、承諾するものとします:: 2.1、2.2 (契約の範囲および期間 - 更新および解除)、3.6 (製品の供給 - 供給の保留)、4.5 (アプライアンスの供給 - ハードウェア費用の請求) 5.8および 5.11 (パートナーの義務 - 解除の権利および履行の中止) 12 (保証および責任 - 免責事項)、13.10 (譲渡) 14 (準拠法および裁判管轄)。

日本 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、横浜の裁判所は、本契約から、本契約に基づき、又は本契約関連して発生することのある一切の紛争について判断する非専属裁判管轄権を有するものとします。

インド 本契約は、インド法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、インドの裁判所は、本契約から、本契約に基づき、又は本契約関連して発生することのある一切の紛争について判断する非専属裁判管轄権を有するものとします。

オランダ 本契約は、オランダ法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、オランダの裁判所は、本契約から、本契約に基づき、又は本契約関連して発生することのある一切の紛争について判断する非専属裁判管轄権を有するものとします。

スイス 本契約は、スイス法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、チューリッヒ州の裁判所は、本契約から、本契約に基づき、又は本契約関連して発生することのある一切の紛争について判断する非専属裁判管轄権を有するものとします。

シンガポール 本契約は、シンガポール法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、シンガポールの裁判所は、本契約から、本契約に基づき、又は本契約関連して発生することのある一切の紛争について判断する非専属裁判管轄権を有するものとします。

スペイン 本契約はマドリッド市で規定されるスペイン法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、マドリッド市の裁判所は、本契約から、本契約に基づき、又は本契約に関連して発生することのある一切の紛争について判断する非専属裁判管轄権を有するものとします。

スウェーデン 本契約はスウェーデン法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、ストックホルムの裁判所は本契約から、本契約に基づき、又は本契約に関連して発生することのある一切の紛争について判断する非専属裁判管轄権を有するものとします。

アラブ首長国連邦 本契約はイングランドおよびウェールズ法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、存在に関する有効性、解除に関する疑義など、本契約に起因または関連して発生する一切の紛争は、DIFC/LCIA 仲裁センターにより管理され、DIFC/LCIA規則に基づく仲裁に付託され、最終的に解決されるものとし、本条のその他の部分により適宜改正されるものとします。仲裁人は3名とし、仲裁はアラブ首長国連邦(UAE)ドバイにある国際金融センターで行われるものとします。仲裁の過程で使用される言語は英語とします。DIFC/LCIA 規則に加え、証拠の採用に関しては、仲裁がIBA証拠規則に則り行われることを両当事者は合意します。2条、5条および13条に基づき解除を有効とするために、両当事者は裁判所命令を必要としないことに合意し、認識するものとします。

英国 本契約は、英国法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、英国の裁判所は、本契約から、本契約に基づき、又は本契約関連して発生することのある一切の紛争について判断する非専属裁判管轄権を有するものとします。

米国 本契約は、マサチューセッツ州法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、マサチューセッツ州の裁判所は、本契約から、本契約に基づき、又は本契約関連して発生することのある一切の紛争について判断する非専属裁判管轄権を有するものとします。

貴社は、本契約の条件に同意しない場合、ソフォスのパートナーとはならず、いかなる目的でも本ライセンス製品を販売できません。